

2025年度人にやさしい街づくり推進委員会 議事要旨

日 時： 2025年11月7日(金) 午後2時から午後4時10分まで

場 所： 愛知県議会議事堂4階第5会議室

出席者： 委員8名、事務局6名、傍聴人2名

1. 開会

(事務局)

定刻になりましたので、ただ今から 2025年度人にやさしい街づくり推進委員会を開催させていただきます。議事に入る前に事務局よりご連絡申し上げます。この委員会は、人にやさしい街づくり推進委員会設置要領及び本委員会の傍聴に関する要領により公開としております。本日の傍聴は2名でございます。この際、傍聴の方をお願い申し上げます。お手元の傍聴人心得を守り、静粛に傍聴していただきますよう、お願いいたします。

【委員の紹介・御挨拶・資料の確認】

【建築局技監挨拶】

委員長挨拶

「人にやさしいまちづくり」は平成8年から取り組まれており、建築設計においては「人街条例」のパンフレットに目を通すことが定着しています。今後は時代に合わせて取り組みを改善・改良する必要があると、不足している点について委員からの意見を頂きながら反映していくことが期待されますので、委員の皆様のご意見・ご要望を頂ければと思います。

2. 議題

(1) 人にやさしい街づくりの取組について

【事務局より説明】

(委員)

いくつか確認させてください。1点目、参考資料2のあらましについて、今回のオンライン化のことが記載されていないので、別途チラシは作ってはいらっしゃると思いますが、あらましにオンライン化のことを記載することは考えていますか。2点目、適合率向上の取組の中で、訪問等の指導強化とありますが、現場(お店)からはどのような声がかかれたのでしょうか。3点目、マップあいちで公開している施設は適合証を掲げているところという認識でしょうか、それとも交付したものの状況でしょうか。ネットだけだと見る方が限られるので、県庁・市役所等に紙媒体で置くのはどうかと昨年度も話しましたが、進捗があれば教えていただきたい。4点目、意見聴取で、特に要望の多い意見として3つ挙げていただいています、これが当事者の声であるので、このあたりの重要な項目については条例に盛り込む等必要だと思いますし、届出する事業者や設計者にも周知しておくべきだと思います。最後に市町村向けの研修会を開催していますが、その参加市町村の内訳を教えてください。参加していない自治体もいると思うので、参加の困難な自治体にどのようにアプローチするか教

えてほしいです。

(事務局)

1点目、あらましについては、6ページ目の手続きの中でオンライン申請を記載しておりますが、分かりやすい工夫したいと考えております。2点目の不適合事業者の個別指導について、飲食・物販店舗については、まず本部に連絡しないと話がつながらないので、直接責任のある部署の方に電話をかけ、愛知県の基準でどこが不適合なのか説明し、再検討を促しています。その結果、不適合項目が減ってきているという実績があります。3点目、マップあいちの公表については、適合証の交付のあったものを載せています。マップあいちが電子情報なので、スマホ等が使えない方に対する情報提供として、紙媒体での適合証の施設一覧をつくっている途中で、特定施設の名称や住居表示が実在と合っているかチェックをしており、最終的には建設事務所の窓口等で閲覧できるようにしていきます。4点目の意見聴取で特に多い意見については、人街条例の整備基準や望ましい指針を含めて盛り込めるよう考えていきます。最後の市町村向け研修会の参加内訳は、今持ち合わせていませんが、アンケートの結果は好評だったと感じているので、引き続き市町村の参加が増えるよう研修会を継続していきたいと思います。

(委員)

2点目の回答で指導していく中で、適合していくのは良いことだと思いますが、適合率がこの7年間で10%ほど落ちているところを見ると、できる項目をやっていくのは大切だが、なかなか増加まではいかないと感じざるを得ません。どうしていくべきか、私もこれというのはないのですが、そのあたりは考えどころだと思います。最後のアンケートは参加された方は満足かもしれないが、そもそも参加しようとしなない、できない状況の方は、満足のしようがないと思うので、参加すれば満足のいくものであるといったことも踏まえて、周知していただければと思います。

(委員長)

補足ですが、市町村向けの研修会は施設管理者・担当者向けなので、多様な方が出席して意見を頂くといい建て付けではないように思います。意見聴取については建設的だと思いますので、どのような方がどの程度参加しているか、また教えていただければと思います。また、マップあいちについては、1万件あるので紙媒体だと物理的に難しいかと思うので、マップあいちに如何にたくさんアクセスいただけるか、例えば条例の手続きをする際に、目の留まるところにマップあいちの案内をすると、ここに載るのだなという意識づけになると思います。非常に重要なのが、参考資料の3-2で今回挙げていただいた特に要望の多い意見については、具体的で納得できるような内容なので、これらは今後、条例にどういった形で反映しているか議論が必要だと思います。愛知県として、全国の標準的な取り組みを、さらに1歩進めて、例えば、車椅子用駐車場への屋根の設置は全国的にもレベルの高い基準になるので、推奨する形でも、そういう要望が取り組まれるようになってくるとよいと思います。また、こういった情報ができるだけ、建築設計に携わる方に伝わるようご検討いただきたいと思います。

(委員)

意見聴取について、高齢者障害者等の意見を聴いているということですが、特に要望の多い意見では、車椅子使用者の方、重度身障者の方、聴覚障害の方のものになるが、視覚障害の方や発達障害の方など、障害といっても非常に多様性があるので、どういった障害の方に意見聴取をしているかお尋ねします。

(事務局)

施設の用途に応じて、施設管理者が意見聴取の対象を決めており、建築する地域の身体、視覚、聴覚といった障害者団体に参加してもらったりしています。また、施設の特性に応じて、学校だと障害児の支援団体、庁舎だと高齢者団体、最近では AG アリーナ等の大規模施設だと子育て世帯からも意見を聴いています。

(委員)

施設の特性に応じてということですが、障害者の方の特性に応じて利用方法も変わるので、出来るだけ幅広く意見を聴いていただきたい。発達障害の方だと映画館等を利用する際には、身体障害の方とは異なる配慮が必要になります。すべての県民を対象にしているので、そのあたりにも配慮して頂ければと思います。

(委員)

普及啓発活動の建築士に対する指導助言について、今年度は建築士会の役員会で啓発されているということですが、年によって建築士会全体や役員会など、対象が異なるのは何か意図があるのでしょうか。

条例の普及啓発において、出来るだけ多くの方に声を届けるということを考えると、参加者数の多い会で指導助言の機会を持てるとよいと思います。さらに、最近では、設計に携わる方のなかで建築士会の加入割合が下がってきていると聞いておりますので、建築士会以外にも啓発の場を設けたり、対面のみならず別の方法でも情報を届けるなど工夫いただくと効果が高まるものと思われます。

(事務局)

本課としましても、タイミングが合えばいろいろな所に行きたいと考えています。条例の改正等あれば、相手方から説明会等の依頼があるが、そういうことがないとあまり声がかからないので、年度当初に関係団体に何かきっかけがあれば啓発に行きますと伝えていきます。今年度は建築士会の役員会であれば対応可能とのことで、その場をお借りして啓発させていただきました。

(委員)

今回参加させていただいて、初めてこのような条例があることを知りました。最近新しい店舗に行くときトイレなど至れり尽くせりだと感じます。ただ、既存の建物、例えば私の地元の江南市のアリーナですと、1階は良いのですが、2階は 800 席程あるが、傾斜がきつく降りる際には危険なので手すりがあったらよいと思いました。市に働きかけようと思いますが、既存の建物に対しても条例は有効なのかお尋ねします。

(事務局)

既存の建物については、条例上は努力義務になります。条例上、強制力はありませんが、要望されれば市もなんらかの対応をしていただけるのではないかと思います。

(委員長)

条例制定以前に建てられた、いわゆる既存不適格の建築物については、適合しているかどうか確認することはしていたのでしょうか。

(事務局)

既存の建物がどれくらいあるかの調査記録はありませんが、条例が始まった当初、市町村施設のバリアフリー改修について県の補助制度を一定期間設けており、かなりの数を行っていた記録はあります。現在は、補

助制度はありません。

(委員長)

条例制定前の建物や、条例制定後も不適合施設が一定数あるので、そういった街中の危険な状況やバリアフリーの観点から疑問のある建物の情報を、市や県に集約するといった仕組みも大切かと思いました。

(2) 人にやさしい街づくりの推進に関する条例の整備基準の運用について

【事務局より説明(資料2-1)】

(委員長)

昨年度の委員会で諮った運用案について、推進委員会での意見を反映したものということで、非常によい取組になっていると思います。補足しますと、親子扉は例えば小規模な喫茶店や美容院、ピアノ教室とかは、90cmの有効開口を設けるのは困難ということで、扉としては親子扉とし、普段通る親扉で原則80cmとれば適合となるという改善案で具体的で取り組みやすいと思います。小規模建築物等で、これまでは不適合だったものが、今後は適合になるという可能性もありますか。

(事務局)

はい、それを期待しています。

(委員長)

小規模建築物について、この運用で適合率が上がるとよいと思います。トイレの案内についても、模範的な平面図を載せて設計者や建築主に見せるというのは効果的だと思います。

(委員)

トイレの平面図をみると、内開き戸になっていますが、実際、便器と戸の間のスペースが非常に狭いトイレもあります。親子でだったり孫と一緒に入ったりする際に狭くて何ともならない、身障者用のトイレが空いてればよいですが扉と便器の間に余裕がある大きめの便房があるとよいと思います。既存の和式便器を洋式便器に変えるようなトイレでは難しいかもしれませんが。

(事務局)

条例上トイレの便房の大きさについて義務基準はありませんが、努力義務で基準はあると思います。

(委員)

例えば扉の幅が80cmあると、その部分だけ内側に空間が必要になります。例えば扉が折れるタイプのものであれば半分の空間でよいと思うがどうでしょうか。

(事務局)

いわゆる中折れ戸というもので、中部国際空港等でも使用されておりトイレ内のスペースを広く確保している例があります。

(委員長)

私の大学もですが、ある程度古い建物だとトイレが狭いものが多いですが、新しい建物だと不便のない程度の寸法を確保されていると思います。議事が終わるまでに、努力義務の基準の寸法が分かれば教えてください。

(委員)

このような運用をしていくことで適合率の向上に結び付けていきたいという点で、新たな運用については通知等していく必要があると思います。事業者や設計者に周知していくとありますが、適合証の請求は任意ということもあるので、その情報をしっかり伝えて欲しいです。また、事業者は不適合の内容を把握していると思うので、これまでの方への周知をされているでしょうか。していないのであれば、周知していくことで適合率が向上していくのではないのでしょうか。

(委員長)

妥当な指摘だと思いますので、事務局の方で、過去の物件を確認することが可能か確認をお願いします。

【事務局より説明(資料2-2)】

(委員)

建築確認申請上敷地を分けた場合、敷地間の行き来ができないようにしないと認められない事例もよくあり、そういった場合は歩行者にとっては行きにくい場合もありますが、その場合はどうでしょうか。

(事務局)

用途地域的に商業施設の面積に上限がある場合は、敷地を別にする必要があり、他の敷地と一体利用することはできないので、そういった場合は今回の運用の対象にはなりません。

(委員長)

今のような事例は、そもそも建築基準法での規制で、人街条例の前段階での話になるかと思いますが、一体整備が可能な事例については、運用案のように認めることが妥当な考え方だと私は理解しています。

(委員)

具体的なイメージとして、敷地と利用円滑化経路のどういうところを考えたらいいのでしょうか。

(委員長)

私から説明しますが、大規模な開発で店舗が複数建つ場合に、駐車場を一体で整備する場合は多くあると思います。その場合、駐車場の出入りとか車の移動を敷地ごとにすると、駐車場の出入りもたくさんになり、車が止められないから隣の駐車場に行くにも、いちいち車道に出るとか、計画が不合理になるので、一体計画を認めていくのは合理的な判断だと思います。駐車場計画が一体になり、車の経路も一体的になる中で、安全に車椅子でも通っていけるようなルートを、全体としてしっかりと一つ確保するという考え方が示されていると思います。これが認められないとすると、敷地ごとに歩行者動線が敷かれることになり、車と歩行者がバッティングする箇所が増えていくことになると思います。安全確保という意味で、今の運用を守っていかないとすると、不合理な状況になっていると理解しています。駐車場計画の中で人をどこで横断させていくかとい

うことを一体で考えないと、危険なものになるなと私としては思っているので、運用案は妥当だと思います。

(委員)

よく理解できました。歩行者のルートがひとつのルートだけに限定されてしまうと、それが長距離だとかなり大変だと思うので、ワンルートじゃないといいな、と思いました。この運用自体は大丈夫だと思います。

(委員長)

ご意見のとおり、実際の届出の際には、さまざまなパターンの計画が提出されることが予想されます。その中には、店舗までの距離が非常に長く、利用者がかなり歩かされるような経路を「利用円滑化経路」として主張するケースも出てくるかもしれません。そうした場合には、疑問を呈する意見を付けるべきだと思いますが、何メートル以内であれば適切かといった具体的な数値基準を設けるのは、現段階では難しいと考えています。こうした判断は個別の事例ごとに丁寧に見ていく必要があると思いますので、今後の指導においては、しっかりとお願いしたいと考えています。

【事務局より説明(資料2-3)】

(委員)

PP 制度は、大変期待しております。現在も店舗の出入口に近い位置に車椅子マークの駐車区画があるのですが、健常者の方が利用されていることが多く、自分もそういった方を送迎する際に駐車できずに困ったことが多々あります。このような条例が出来て、本当に必要な人が利用できるよう規制されることはありがたいと思います。優先区画は店舗の出入口に近い位置にあり便利ですので、店舗の方も正規の方が使えるように配慮するよう店内放送等で周知してほしいと思います。

(委員)

利用証について、どのように発行されるのでしょうか。

(事務局)

基本的には、利用証が発行された方の車にその証を常時携帯していただき、駐車時に車内に掲示する形になると考えられます。この制度の所管は障害福祉課であり、現在その具体的な手続きについては検討中です。現時点では、どのような形で利用証を発行するかなどの詳細は把握できておらず、明確な回答ができず申し訳ありません。今後、制度の運用が進む中で実態が明らかになってくると思いますので、しばらく経過を見守っていただければと思います。

(委員)

非常にいい制度だと思いますが、わざわざどこかに利用証を取りにいかないといけないとなると、大変なのでそのあたりの手続きについてご検討をお願いします。

(事務局)

障害福祉課にその旨申し伝えます。

(委員)

車椅子マークは百円均一でも売っていたりするので、PP 制度の利用者証は、不正利用を防ぐ意味でも、愛知県の文字を入れるなど固有の表示にすることも伝えてください。

(事務局)

資料には参考で千葉県の表示をのせていますが、愛知県でも固有の表示をつくらと思いますので、ご意見があったことを障害福祉課にも伝えておきます。

(委員長)

今後条例でも思いやり駐車区画について取り扱っていく可能性もあるのではないかと思います。例えば、条例で設置が求められる車椅子利用者用駐車区画は車椅子利用者優先になるので、思いやり駐車区画についても、幅2.5mでいいので50台を超えると1/50 以上とか条例で示してもよいのかな、と思いました。

(事務局)

ひとまずは、届出が出てきたら、思いやり駐車区画を出来るだけ設けていただけるよう啓発していく予定です。また、条例等への反映についても今後検討する必要があると考えております。

(3) その他

(委員長)

議事(2)について、運用案 2 件ありましたけれども、基本的には反論はありませんでしたのでこの運用案の通りで進めていただいて、意見についても適宜対応していただければと思います。本日の委員会の議事は以上でございますが、その他の議題として何かあれば伺います。

(委員)

ショッピングセンターとしては、ある程度の規模の企業は条例に従って、またはそれ以上にお客様が使いやすいように整備しています。ただ、先ほどの話にもあったように既存不適格については、費用がかかってくるので、補助制度をつくっていくとか周知して改善させていくことが大切だと思います。特に個人でやっているところは、かなりの費用負担がないとやっていけないところもあるかと感じます。

あと、この適合することのメリットをいかに打ち出さかっていうことも必要なのかなと思います。利用者側からみて、マップあいちの使いやすさというのと、これを見て、今まで不便そうだなと思って使わなかった施設が、適合で使っていただくようになるというメリット等を、上手くお伝えできるとより良いのかなと感じました。

(委員長)

非常に貴重なご意見いただきまして、メリットは毎年どう打ち出していこうかと議論になっています。どうい方法で行うかを考え続けたいいけないので、ぜひ事務局に検討をお願いしたいと思います。例えば、最近だと名刺に様々な取り組みをしていることを示すマークを入れるということを企業の方はやられています。人にやさしい街づくりに貢献しているというロゴマークが名刺につけられると、そういう意識に繋がるのではないかと思います。

(委員)

毎回、意見させていただいているのですが、昨日、「名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会」と名古屋市の懇談があったということで、その中で各階ごとに小型エレベーターで移動するという案が出ていていると聞いています。小型エレベーターの詳細は分かりませんが、既存のエレベーターと様式が異なり、上下移動にどのくらいの時間がかかるのか懸念されます。この条例自体がここを見過ぎてはいけないのかなと、思っております。また要望書なりを提出することも考えていく必要もあるのではないかと考えています。

(委員)

昨日、名古屋市の広沢市長と「名古屋城木造天守にエレベーター設置を実現する実行委員会」との懇談があり、私も参加してきました。市側は1600年に建てられた当時の技術で史実に忠実な再現を目指し、柱や梁に傷つけない範囲でバリアフリー化を進めるということで、それが先ほど委員からもあったように4から6人乗りの小型エレベーター、つまり車椅子ユーザー1人と介助者1人の利用を想定しており、当然ながらストレッチャー型での利用はできない、というものを各階に設置し、可能な限り上層階まで乗り換えをして上っていくという話でした。当然エレベーターを利用するのは車椅子利用者だけではなく、皆さんも百貨店等でエレベーターに並ぶことがあると思いますが、そういったことが実際発生することが懸念されます。市側としては史実に忠実に内装と外観を当時のものを作り上げることを優先しているので、バリアフリーや人街条例の考え方とは逆行していると言わざるを得ないと思います。

(委員長)

名古屋城のバリアフリー化について、昨年度も議論が出ていましたが、市長が変わるタイミングということで議論が持ち越されている状況です。新市長の方針も少しずつ見えてきており、昨日懇談会が開催されたという話も伺いました。ただ、現時点では委員会として、名古屋市側がどのような計画を持っているのか、十分な情報を得られていない状況です。そのため、まずは名古屋市の方針を確認した上で、委員会の立場で何を指摘すべきかを検討する必要があると考えています。今年度は委員会の開催が1回のみの予定となっており、今後、どう議論が展開できるかわかりませんが、必要に応じて委員会として求められている側面もあると思いますので、事務局において、今後の対応について何かお考えがあれば、お聞かせいただければと思います。

(事務局)

私どもも新聞情報しかないのですが、名古屋市の方針を確認して、委員の皆様には情報提供して必要であれば議論していただきたいと思いますがどうでしょうか。

(委員長)

まずは、そういう形でお願いします。最後、事務局から、何かあればお願いします。

(事務局)

先ほどご質問がありました、努力義務で規定されているトイレのサイズについては、車椅子の方でも利用できる広さという規定のみで、寸法が具体的に規定されているわけではありません。

(委員長)

そのあたりも、今日ご意見をいただいたので、現在、一般的にトイレの寸法は設計事務所等が、自分たちの

基準で設計していると思います。それが本当に今十分なのかということも含めて、考えていくことも大事なかなと思いますので、今日のご意見も生かしていけたらなと思います。

それでは事務局に進行をお返しします。

3.閉会

【事務局 住宅計画課長挨拶】

(事務局)

これをもちまして、本日の推進委員会を終了させていただきます。

ありがとうございました。